

議案第 48 号

太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について

太宰府市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年 8月27日 提出

太宰府市長 高 原 清

理 由

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）等の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市印鑑条例（平成 2 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

- 2 市長は、印影及び印影以外の事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって印鑑登録原票に登録するものとする。

第 13 条の 2 中「個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を「個人番号カード、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」に、「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

第 14 条第 1 項中「（印鑑登録原票に登録されている印影を、光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。